

公益財団法人
ホーユ一科学財団
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人ホーユー科学財団（英文名 Hoyo Science Foundation）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県長久手市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、科学技術研究を支援する事業を行い、それらによって化粧品・医薬部外品・医薬品の人体への安全性並びに機能性に関する技術の向上を図ることで、日本国民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 科学技術研究に対する助成
 - (2) 科学技術研究団体、研究集会に対する助成
 - (3) 科学技術に関する各種資料の収集及び提供
 - (4) その他この法人の目的を達成するための必要な事業
- 2 前項の事業は日本全国にて行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる各号をもって構成する。
 - (1) この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会において定めた財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産については、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって適正な維持および管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由によりその全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、

理事の過半数が出席する理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を経て、評議員の過半数が出席する評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により承認を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会で別に定める。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 理事長は、当該事業年度の末日までの間、前項の書類を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項に規定する書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」とする。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議によって行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会

の議員を除く。)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬及び旅費等)

第15条 評議員に対しては、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。ただし、職務遂行の対価として報酬を支払う。その額は、各年度の総額が300万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準(報酬及び旅費等支給規程)に従って算定した額を報酬等として支給する。

2 評議員に、職務の遂行に必要な旅費等を支払う。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の額及び支給の基準
- (4) 評議員会運営規程の承認
- (5) 計算書類等の承認
- (6) 定款変更
- (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分もしくは除外の承認
- (9) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡の承認
- (10) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項の承認
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 Web会議及びテレビ会議またはそれに準じた方法により評議員会を開催する場合には、各出席者の音声即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等の意見表明がお互いに行えるようにしなければならない。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項及びその他法令で定める事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。また、評議員の承認が得られた場合には、電磁的方法により通知を発することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員の中から選定する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、評議員の過半数が出席し、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数の過半数の決議を受

けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 評議員の解任
- (2) 監事の解任
- (3) 定款変更
- (4) 基本財産の追加または処分もしくは除外の承認
- (5) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (6) その他法令及び定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長が記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とすることができる。

- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにその法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他の特殊な関係を有してはならない。
- 4 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総理、執行する。
- 3 常務理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事長、常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任

により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員に対する報酬及び旅費等)

第32条 理事及び監事に対しては、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。ただし、職務遂行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準(報酬及び旅費等支給規程)に従って算定した額を報酬等として支給する。

- 2 役員に、職務の遂行に必要な旅費等を支払う。

第7章 理事会等

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、法令又はこの定款で定められたもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更又は廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - 3 この法人が保有する租税特別措置法第40条第1項後段の適用を受けた株式について、その後取得した同一の銘柄の株式を含め、その株式の発行会社に対して株主等として

権利を行使する場合には、次の事項を除き、予め理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 株式無償割当て
- (3) 株主宛配布書類の受領

(開催)

第35条 理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 Web会議及びテレビ会議またはそれに準じた方法により理事会を開催する場合には、各出席者の音声は即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等の意見表明がお互いにできるようにしなければならない。

(招集)

第36条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第37条 理事長は、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるものを除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 次に掲げる事項については、理事の過半数が出席し、理事総数の3分の2以上の議決を受けなければならない。

- (1) 収支予算及び事業計画の承認
- (2) 計算書類等及び事業報告の承認
- (3) 重要な財産（基本財産を含む）の処分及び譲り受けの承認
- (4) 借入金（一定の短期借入金を除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄の承認

- (5) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項の承認
- (6) 事業の一部譲渡

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第28条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(研究助成選考委員会)

第43条 この法人に、第4条に掲げる事業における助成に関する審査を行うため、理事会の決議により、研究助成選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の運営及び委員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(事務局)

第44条 この法人に事務局を設ける。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置き、事務局長は理事長が理事会の承認を得て任免する。その他の職員については理事長が任免する。
- 3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」とする。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(情報公開)

第50条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第51条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 雑則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 変更後の定款は行政庁の公益認定を受けた日から施行する。
- 2 設立者拠出財産目録
基本財産
拠出財産及びその価格 ・ 現金 金1,000万円
- 3 設立者の名称及び住所
(住所) 名古屋市東区徳川一丁目501番地
(名称) ホーユ一株式会社
- 4 この法人の設立時理事、設立時監事並びに設立時評議員は、設立時役員名簿のとおりとする。

設立時役員名簿

【設立時評議員】

| | |
|--------|--------------------|
| 設立時評議員 | 恩田 博宣 |
| 設立時評議員 | 菊地 正悟 |
| 設立時評議員 | 多賀 圭次郎 |
| 設立時評議員 | 永井 博弐 |
| 設立時評議員 | 中野 隆 |
| 設立時評議員 | 松永 佳世子 |
| 設立時評議員 | 水野 金平 |
| 設立時評議員 | 水野 智子 |

【設立時理事及び設立時代表理事】

| | |
|---------|-----------------------------|
| 設立時理事 | 足立 勉 |
| 設立時理事 | 安藤 彰敏 |
| 設立時理事 | 伊藤 祥輔 |
| 設立時理事 | 加藤 和夫 |
| 設立時理事 | 服部 好伯 |
| 設立時理事 | 水野 真紀夫 |
| 設立時代表理事 | 住 所 名古屋市東区徳川一丁目10番35号 |
| | 氏 名 水 野 真 紀 夫 |

【設立時監事】

設立時監事

神谷 誠

設立時監事

近藤 倫行

以上